明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○道路交通法の規定による交通事故調査分析センターとして指定した法人の住所及び所在地の変更の件（国家公安委一）　一
○特定国外派遣組織を指定する件（総務一、二）　二
○本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件（同三）　三
○円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四）
○モルディブ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務七）
○ブルト灌漑施設改修計画のための贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同九）
○平成二十六年度の指定食肉の安定価格を定めた件（農林水産三九）
○平成二十六年度の肉用子牛の保証基準価格を定めた件（同四〇）
○肉用子牛の合理化目標価格を定めた件（同四一）
○平成二十六年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を定めた件（同四二）
○肥料を登録した件（同四三）
○浦安地標航空灯台の供用を廃止する件（国土交通一三）
○東京国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同一四）
○長崎空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同一五）
○規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める件（同一六）
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（同一七）
○民間訓練試験空域を指定する告示の一部を改正する件（同一八）
○進入管制区を指定する告示の一部を改正する件（同一九）
○工事が完了した件（同二〇）
○砂防法第二条の土地を指定する件（同二一、二二）
○都市計画に関する件（近畿地方整備局二～四）
○道路に関する件（九州地方整備局一、二）

〔人事異動〕

内閣　復興庁　最高裁判所　三

〔皇室事項〕　四

〔官庁報告〕

法務　公証人任免（法務省）　五
公聴会　一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（関東経済産業局）

〔公告〕

諸事項　官庁　有権者申出方関係　六
裁判所　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　七
会社その他　八

告示

○国家公安委員会告示第一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の十三第一項の規定により交通事故調査分析センターとして指定した公益財団法人交通事故総合分析センターから、同条第三項の規定に基づき、住所及び事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年一月九日

国家公安委員会委員長事務代理　国務大臣　谷垣　禎一

一　交通事故調査分析センターの住所及び事務所の所在地

(一)　変更前の住所及び事務所の所在地　東京都千代田区麹町六丁目六番地

(二)　変更後の住所及び事務所の所在地　東京都千代田区猿楽町二丁目七番八号

二　変更の年月日　平成二十五年十二月十六日

○総務省告示第一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月九日

総務大臣臨時代理　国務大臣　田村　憲久

一　名称　平成二十五年度米陸軍戦闘訓練センターにおける訓練部隊

二　国外派遣期間　平成二十六年一月十三日から平成二十六年二月九日まで

三　派遣人数（概数）　百八十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国カリフォルニア州

○総務省告示第二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月九日

総務大臣臨時代理　国務大臣　田村　憲久

一　名称　平成二十五年度米国における訓練部隊

二　国外派遣期間　平成二十六年一月十六日から平成二十六年三月四日まで

三　派遣人数（概数）　二百七十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国カリフォルニア州